平成２８年（フ）第５７６号
広島市西区鈴が峰町35番31―104号
債務者　石崎　伸二
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６６２号
広島市佐伯区楽々園５丁目13番11―101号
債務者　吉村　慶子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７７号
広島県尾道市御調町高尾46番地
債務者　小川　蘭太
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第７８号
広島県三原市古浜２丁目４番８号　ソファレ古浜102号
債務者　田中　　澪
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第２９６号
大分市大字乙津１番地の１（乙津アパート302）
債務者　湯村　奨平（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第３０１号
大分市大字津守1125番地の３
債務者　野元　保子
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月26日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２５号
兵庫県明石市和坂123番地の５　アメニティコート西明石１号棟609号
債務者　小林　良民
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２３２号
神戸市西区池上２丁目29番地の２　メゾン池上Ⅲ210号、前住所神戸市西区伊川谷町潤和1501番地の13　パレポムドテールⅠ―202号
債務者　東　　勇太
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
神戸市西区伊川谷町有瀬311番地の４　105号
債務者　梅本　憲生
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２３７号
兵庫県明石市人丸町２番15号　ジュネス人丸203号
債務者　川井　政治
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第２３８号
兵庫県明石市二見町西二見44番地の10　サーパス明石土山第３―508号
債務者　柿原　法子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２８年（フ）第７２号
佐賀県唐津市町田１丁目12番９号　マリンハイツ105号、申立時住所佐賀県唐津市二タ子１丁目７番10号　馬渡アパート202号
債務者　熊川　　翼
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第７５号
佐賀県唐津市和多田西山４番10号　プチパレ１番館204号
債務者　吉永　孝義
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第７６号
佐賀県唐津市呼子町呼子2050番地
債務者　彦坂　時男
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２８年（フ）第１３５号
青森県南津軽郡藤崎町大字若松字森越67番地８
債務者　山岡みな子
1　決定年月日時　平成28年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２８年（フ）第３２０号
神奈川県小田原市扇町５丁目18番23号　レオパレスグランドＭ―Ｋ106号
債務者　岸本　和明
1　決定年月日時　平成28年10月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３８１号
神奈川県厚木市恩名４丁目14番20号
債務者　石渡　　実
1　決定年月日時　平成28年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部